

新型コロナウイルス感染症の 電話相談(6月20日時点)

[発熱などの症状の相談]かかりつけ医がいない場合=電話でかかりつけ医へ ▶いない場合=東京都新型コロナ相談センター ☎0120-670-440 *受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) *感染症による不安やストレスなどの相談も可 *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照[後遺症の相談]墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

新型コロナワクチン接種の問合せ

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する 最新情報は区ホームページをご覧ください

新型コロナウイルス感染症

区 HP   区 HP(やさしい日本語) 

新型コロナワクチン接種

区 HP   区 HP(やさしい日本語) 

受賞された方をお知らせします 春の叙勲・褒章

令和5年春の叙勲・褒章が発表され、墨田区では次の4人の方が受章されました(5月21日号掲載の受章者を除く)。なお、[]内は、功労・功績概要と主要経歴です(順不同・敬称略)。

■瑞宝重光章

樋口輝彦[保健衛生功労/元 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター理事長]

■瑞宝中綬章

青木敏隆[国土交通行政事務功労/元 国土交通省大臣官房総括監察官]、

木村裕三[教育研究功労/名城大学名誉教授]、

高木 新太郎[教育研究功労/成蹊大学名誉教授]

拡充しました 不燃化プロジェクト不燃化 促進助成制度

京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区の不燃化助成を行っています。この度、不燃建築物への建替えの建築工事費用に対する加算助成を追加しました。詳細は区ホームページをご覧ください。

[問合せ]不燃・耐震促進課不燃化・耐震化担当(区役所9階) ☎5608-6268



31日はサイクルの日 自転車のリユース・リサイクル と羽毛布団のリサイクル

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。
[回収日時/回収場所]7月31日(月)午前9時～午後2時/すみだ清掃事務所(業平5-6-2)[回収品目(自転車)]乗車可能な次のいずれかの自転車▶大人用自転車 ▶子ども用自転車 ▶電動アシスト自転車 ▶マウンテンバイク ▶折り畳み式自転車 *パンクしているものも可 *ストライダーは不可[回収品目(羽毛布団)]ダウン率50%以上のもの[対象]区内在住在勤の方 *事業者を除く[費用]無料[申込み]事前に電話で、すみだ清掃事務所 ☎5819-2572へ *専用サイトからも申込可 *受け付けは7月24日まで



申込み・登録情報を確認できます マイナポイント事業

マイナポイントの申込みや、すでに登録した各種関連サービス(公金受取口座、健康保険証、マイナポイント)は、マイナポータルおよびマイナポイントのアプリやホームページから申込み状況、登録情報を確認できます。確認方法の詳細は、総務省のホームページ



をご覧ください。

また、下記のマイナポイント申込支援窓口でも登録情報を確認できます。

■区が実施するマイナポイント申込支援窓口

ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方等のために、マイナポイントの申込みおよび登録情報の確認の支援を行っています。申し込む決済サービスに必要な事前準備をし、公金受取口座の登録を行う場合は、本人名義の口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号)を確認したうえで、マイナンバーカードを持ってお越しください。

[とき]月曜日～金曜日、第2・4日曜日の▶午前9時～正午 ▶午後1時～5時 *7月12日以降の毎週水曜日は午後7時まで *午前、午後のそれぞれ終了1時間前まで整理券を配布 *祝日を除く[ところ]マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)[対象]区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方

[問合せ]▶マイナポイント事業 = マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (外国語対応 ☎0570-028-125) ▶マイナポイントの手続 = マイナポイント申込支援窓口 ☎5608-1111(内線3667)

10月1日から料金が変わります 事業系有料ごみ処理券

会社や飲食店などの事業者は、法令により、事業活動に伴って発生したごみや資源物を、自らの責任で適正に処理する必要があります。ただし、ごみ等の排出量が少ない場合、事業系有料ごみ処理券を貼ることで区の収集に出すことができます。

10月1日から、このごみ処理券の料金を下表のとおり変更します。変更後のごみ処理券は10月1日から区内の取扱所で販売します。

現在販売しているごみ処理券の使用期限は10月31日ですので、今後は使用期限までに使い切れる量を購入してください。

[問合せ]すみだ清掃事務所 ☎5608-6922

■事業系有料ごみ処理券の券種と料金

券種	変更後の料金	現行料金
10リットル券(10枚つづり)	870円	760円
20リットル券(10枚つづり)	1740円	1520円
45リットル券(10枚つづり)	3910円	3420円
70リットル券(5枚つづり)	3045円	2660円

対象の方へ保険証等を送付します 後期高齢者医療制度の自己負担割合等

■令和5年度の自己負担割合の判定

医療機関等の窓口で支払う自己負担割合を、令和5年度の住民税課税所得等に基づき判定します。判定基準の詳細は下表をご覧ください。

8月から自己負担割合が変わる方へ、7月6日頃に新しい保険証を簡易書留で送付します。なお、自己負担割合が変わらない方には保険証を送付しませんので、お持ちの保険証を引き続きご利用ください。

判定基準	自己負担割合(一部負担金の割合)
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
次の全てに該当する場合▶同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ▶同じ世帯の被保険者全員の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上(被保険者が1人の場合は合計額200万円以上)である	2割
次のいずれかに該当する場合▶住民税非課税世帯である ▶同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいるが、同じ世帯全員の被保険者の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が320万円未満(被保険者が1人の場合は合計額200万円未満)である	1割

■限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)、限度額適用認定証(限度額認定証)の更新

各認定証がすでに交付されていて、8月以降も引き続き対象となる方には、7月18日頃に新しい認定証を普通郵便で送付します。各認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、各認定証に応じた保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。また、減額認定証は入院時の食費も減額されます。

[対象]▶減額認定証 = 保険証の割合が1割かつ世帯全員が住民税非課税の方で、交付の申請をした方▶限度額認定証 = 保険証の割合が3割かつ同一世帯の被保険者の住民税課税所得が28万円未満の方で、交付の申請をした方

■確定申告の延長申請を行った場合の影響について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、確定申告の延長申請を行った方がいる世帯の場合は、今回送付する保険証の自己負担割合や各認定証の適用区分が暫定的なものとなる場合があります。

[問合せ]国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192